

# 人権・同和教育について

## ●同和教育から人権教育へ

同和教育とは、身分制を否定し、人間の尊厳を確保しようとした近代社会において、基本的人権の侵害を含む部落差別からの解放を目指す教育活動の総称である。1965(昭和40)年、同和対策審議会が「同和問題の早急な解決」を「国の責務」として以降、1969(昭和44)年の「同和対策事業特別措置法」、1982(昭和57)年の「地域改善対策特別措置法等」の下で、全国的な取り組みが展開されてきた。

1996(平成8)年の「人権擁護施策推進法」、2000(平成12)年の「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」(人権教育・啓発法)の制定以降、同和問題に特化するのではなく、広く人権問題一般への取り組みの中での解決を目指す動きが加速している。同和問題、民族問題、障害者、子ども、高齢者、そしてHIV感染者、ハンセン病患者の人権擁護などがその課題とされる。

## ●関連法規

▼**日本国憲法(第14条)** すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

▼**教育基本法(第4条)** すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない。人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

▼**児童憲章** 1951(昭和26)年5月5日に、内閣総理大臣が招集した児童憲章制定会議によって制定された児童の教育と福祉に関する権利宣言である。前文と12条からなり、児童の生活保障、教育の保障、不当労働からの保護などを内容とする。

▼**児童の権利宣言** 1959(昭和34)年に国連で採択された宣言で、前文と10条からなり、児童の優先的保護や教育の保障、差別扱いの禁止などを内容とする。

▼**人種差別撤廃条約** 1965(昭和40)年に国連で採択された。我が国は、1995(平成7)年に一部保留の上で批准した。

▼**児童の権利に関する条約** 1989(平成元年)年に国連で採択された。我が国は、1994(平成6)年に批准した。この条約では、児童は「保護の対象」から「権利を行使する主体」として認められることとなった。

## ●人権教育・同和教育関連法

### ▼同和対策事業特別措置法

同和対策審議会の答申を受けて、1969(昭和44)年に制定された法律であり、国及び地方公共団体が実施する同和問題解決の諸施策を制度的に保障した。当初、10年間の時限立法として制定されたが、その後、3年間延長され、1982(昭和57)年3月31日に失効した。

### ▼地域改善対策特別措置法

同和対策事業特別措置法の失効により、1982(昭和57)年4月1日から施行された5年間の時限立法で、1987(昭和62)年3月31日に失効した。ここでは、それまでの「同和」という語が使われず、それに代わって「地域改善」という語が用いられている。

### ▼地域改善対策特定事業に係わる国の財政上の特別措置に関する法律